

鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月4日（火）第2861号の4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限
(選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う
日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式
(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

平成24年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県第1区	
候補者1人につき	24,148,000円
鹿児島県第2区	
候補者1人につき	27,705,200円
鹿児島県第3区	
候補者1人につき	22,987,400円
鹿児島県第4区	
候補者1人につき	23,160,400円
鹿児島県第5区	
候補者1人につき	24,986,100円

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 0 号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成24年12月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 日時
平成24年12月4日 午後5時30分から
- 2 場所
鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 1 号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長事務所において使用す

る選挙長印の様式を次のとおり定めた。

平成24年12月 4 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県第 1 区選挙長印

挙 第 鹿
長 一 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 2 区選挙長印

挙 第 鹿
長 二 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 3 区選挙長印

挙 第 鹿
長 三 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 4 区選挙長印

挙 第 鹿
長 四 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 5 区選挙長印

挙 第 鹿
長 五 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。